

# 独立行政法人環境再生保全機構の第一期中期目標期間における業務実績評価書

平成 21 年 8 月 28 日  
環境省独立行政法人評価委員会

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
第2. 業務運営の効率化に関する事項	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	1. 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	B	A	A	各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じ、全体として適切な業務運営を行い、中期目標を十分達成している。
(1) 組織運営の効率化	(1) 組織運営の効率化	(1) 組織運営の効率化	A	A	A	B	B	B	職員の役割と課題を明確にした業務計画を作成することにより、職員が主体的に業務を遂行できるように意識の向上に努めた。また、監査室やコンプライアンス推進委員会を設置するなど、内部統制機能の強化を図った。しかしながら、効率的な業務遂行のための組織体制の整備が十分とは言えず、管理部門等の縮減や管理職員の削減など、組織全体の見直しを行い、組織運営の一層の効率化に取り組む必要がある。
現行の組織運営体制を検証し、業務の廃止等に伴い、より機能的な組織体制の構築、人員配置の見直し等を行うことにより、組織運営の効率化を推進する。	<p>機構が担う業務について、中期目標の達成に向け適切かつ着実に遂行する観点から、中期目標期間中に業務の廃止を含め見直しが予定されている事業に対応して適切な組織・人員配置の見直しを図るなど各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。</p> <p>さらに、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務遂行体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化の推進状況</li> <li>職員の責任と役割分担の明確化と効率的な業務遂行体制の整備状況</li> <li>適正な組織運営のため、監事の在り方も含めた内部統制体制の状況</li> </ul>							
(2) 業務運営の効率化	(2) 業務運営の効率化	(2) 業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	業務運営の自己点検・自己評価を行い、競争契約の推進等の課題に取り組むとともに、外部有識者からなる「業務点検・助言委員会」からの助言・提言を受けて、業務運営に反映した。
① 業務に対する事後評価の実施 業務全体に対する事後評価を毎年度実施し、その結果を業務の運営に反映させることにより、業務内容に応じた業務の効率化を図る。	① 業務に対する事後評価の実施 機構の自己点検・評価のため、外部専門家、有識者からなる評価のための委員会を設け、機構業務全体に係る事後評価を毎年度行い、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。	・機構の自己点検・評価のための事後評価の実施状況							情報システムの統合等により、情報の共有化を図り、業務における事務処理の簡素化・迅速化を図った。また、資金管理委員会を定期に開催し、各基金の運用方針、運用計画等について情報の共有化を図った。
② その他 業務運営全体を通じて、情報化・電子化による効率化、業務の外部委託等を行うことにより各種事務処理の簡素化・迅速化に取り組み、業務運営の効率化を図る。	② 事務処理の簡素化、迅速化の推進 業務運営の効率化を図るため、内部ネットワークの活用等により、全般的に手続の簡素化・迅速化を図るとともに、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。	・事務処理の簡素化・迅速化、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化の推進状況							<p>サービス委託を活用した債権回収の実施により、効率的に回収を図ることが出来た。</p> <p>契約に関しては、原則として、競争に付すこととし、競争性のある契約が、件数で平成17年度30%であったものが、平成20年度には83.7%に増加した。また、契約に係る情報の公開、監事による監査を適切に実施している。</p>

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
	<p>③ 外部委託の推進</p> <p>機構独力では回収困難な債権については、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託し、効率的な回収を図る。</p> <p>また、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について精査し、サービスの低下を招かず、コスト削減につながる場合には、アウトソーシングを積極的に活用することにより、経費の節減又は事務の効率化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>延滞債権等の債権回収専門会社（サービサー）への委託、回収状況</li> <li>アウトソーシングの活用状況</li> </ul>						<p>汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る徴収システムについて、オンライン等の電子申請が増加し、業務運営の効率化が図られている。また、独立行政法人会計基準に対応した会計システムについては、平成16年度に構築し、17年度、18年度とその運用の充実を図り、全ての勘定において運用可能となった。なお、汚染負荷量賦課金のオンライン申請については、更に推進することを期待する。</p> <p>これらにより、中期目標を十分達成している。</p>	
	<p>④ 契約に係る競争の推進</p> <p>会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約に係る規程類の整備状況及び、その運用状況</li> <li>会計規程に基づく一定額以上の契約に係る競争的契約の実施状況</li> <li>契約事務手続きに係る執行体制や審査体制の状況</li> <li>「随意契約見直し計画」の進捗状況</li> <li>監事による、入札・契約の適正な実施についてのチェック状況</li> </ul>							
	<p>⑤ 電子化の推進等</p> <p>ア 機構全体に係る事務処理については、平成16年度中に内部ネットワークを統合・整備し、共有システムの活用を促進させる。</p> <p>イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。</p> <p>ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムを導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務処理に係る共有システムの活用状況</li> <li>オンライン等電子申請を行っている業務に係る受付後の内部事務処理システムの活用促進状況</li> <li>独立行政法人会計基準に対応した会計システムの導入・運用状況</li> </ul>							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
(3) 経費の効率化・削減	(3) 経費の効率化・削減	(3) 経費の効率化・削減	A	A	A	B	A	A	一般管理費、事業費及び運営費交付金を充当する事業費の削減は、競争性のある契約の推進による調達コストの削減効果等により、中期目標を十分達成している。
業務運営の効率化を進め、経費（一般管理費及び事業費の合計）について、平成15年度に対し、以下の効率化・削減を図る。									
① 一般管理費 一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減を行う。  なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を行う。	① 一般管理費 業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減を行う。  なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を行う。	・一般管理費の削減状況							
② 事業費 事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。  運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行う。	② 事業費 事業費（公害健康被害補償納付金及び石綿健康被害救済給付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。  運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行う。	・事業費の効率化の状況  ・事業費（運営費交付金充当）の削減状況							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
<p>石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を行う。</p>	<p>なお、債権回収委託費については、中期目標期間中に不良債権処理を積極的に進めその残高が大幅に減少すると見込まれることから、平成16年度比で3割を上回る削減を行う。</p> <p>また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収委託費の削減状況</li> <li>石綿健康被害救済関係経費にかかる事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）の削減状況</li> </ul>							
<b>(4) 業務における環境配慮</b>	<b>(4) 業務における環境配慮</b>	<b>(4) 業務における環境配慮</b>	B	A	A	A	A	A	<p>「環境物品等の調達を推進を図るための方針」を策定し、内部での周知を図り、特定調達品目等の購入について目標を達成した。また、「環境配慮のための実行計画」に基づく用紙類や電気の使用量を削減するとともに、環境報告書の作成・公表やボランティア活動の推進等、業務全般にわたり環境配慮が進み、中期目標を十分達成している。</p>
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき具体的目標を掲げ、物品及びサービスの購入に際しての環境配慮を徹底し、環境物品等の調達を原則として100%達成する。</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境物品等の調達の推進を図るための方針」の設定と達成状況</li> </ul>							
<p>また、物品及びサービスの使用・廃棄に当たっての環境配慮のための具体的計画を策定し、その達成に努める。</p>	<p>また、日常業務の遂行にあたり、「環境配慮のための実行計画」を定めてエネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境配慮のための実行計画」の設定とエネルギー及び資源の有効利用、節減状況</li> </ul>							
<b>第3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>	<b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>	<b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	<p>各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じ、全体として適切な業務及びサービスの質の向上を図り、中期目標を十分達成している。</p>
<p>機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、広く情報提供を行い、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。</p> <p>個々の業務については、以下のとおり目標を定める。</p>	<p>機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構が担う業務についてホームページや季刊誌・広報誌等により情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努めるとともに、関係者等のニーズを的確に把握し、業務等の実施に反映させる。</p>								

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
	<p>また、機構業務全般に関わる者や対象団体・機関の関心、認知度を高めるよう積極的に広報活動を実施することにより、ホームページアクセス件数を平成16年度比で10%以上増加させる。</p> <p>さらに、機構は、「以下に掲げる業務等を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」との目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図り、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。</p>								
<公害健康被害の補償及び予防業務>	<公害健康被害の補償及び予防業務>	<公害健康被害の補償及び予防業務>	A	A	A	A	A	A	当該業務に係る各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じて順調な成果を上げ、中期目標を十分達成している。
(1)汚染負荷量賦課金の徴収	(1)汚染負荷量賦課金の徴収	(1)汚染負荷量賦課金の徴収	A	A	A	A	A	A	納付義務者への説明会を効果的に開催するとともに、問い合わせへの的確な対応に努め、中期目標期間を通じ、徴収率・収納率ともに平成15年度実績の水準を維持した。また、説明会資料や専用ホームページの改善により、納付義務者へのサービスの向上を図るとともに、名称・住所変更届書について、平成17年度から電子申請による受付を開始し、納付義務者の利便性の向上を図ったことなど、中期目標を十分達成している。
① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、徴収率等を平成15年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保する。	① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率の状況</li> <li>汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率の状況</li> </ul>							
② 納付義務者等に対する効果的な指導 納付義務者等に対して申告・納付に係る効果的な指導を図る。	② 納付義務者等に対する効果的な指導 ア 汚染負荷量賦課金の適正かつ公平な徴収を図るため、全国156商工会議所の汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託を継続し、的確な業務指導を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国156商工会議所への汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託契約の締結状況</li> <li>的確な業務指導を行うための措置状況</li> </ul>							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
	イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告・納付説明会における意見・要望の聴取状況</li> <li>申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善への取組状況</li> </ul>							
③ 納付義務者に対するサービスの向上 納付義務者に対して申告・納付の相談、質問事項等を的確に把握し、提供するサービスの充実を図る。	<p>③ 納付義務者に対するサービスの向上</p> <p>ア 委託商工会議所が主催する申告・納付説明会へは、協力を要請に応じ、説明員の派遣を行い、納付義務者の相談、質問事項等に的確に対応する。</p> <p>イ 汚染負荷量賦課金申告の手引及びフロッピーディスク・オンライン申告マニュアルに、誤りの多い事項についての注意点を記載するなど、内容の改善を図る。納付義務者からの相談、質問事項についての的確な対応が図れるよう体制の整備を行う。</p> <p>ウ 納付義務者に向けた賦課金専用ホームページへのアクセス状況及び質問事項を把握・整理し、納付義務者のニーズや質問に対応したホームページとなるよう改善を図る。</p> <p>エ 名称・住所変更届出書等の提出文書について、納付義務者の利便性の向上のため、電子媒体化を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告・納付説明会の開催状況及び説明員の派遣状況</li> <li>納付義務者の相談、質問事項等への対応状況</li> <li>申告の手引及び申告マニュアル等の改善状況</li> <li>納付義務者からの相談、質問事項対応のための体制の整備状況</li> <li>賦課金専用ホームページの改善状況</li> <li>名称・住所変更届出書等の提出文書に係る電子媒体化の推進状況</li> </ul>							
(2) 都道府県等に対する納付金の納付	(2) 都道府県等に対する納付金の納付	(2) 都道府県等に対する納付金の納付	B	A	A	A	A	A	オンライン申請の稼働や納付システムの改修などにより、効率的な業務の推進に努め、事務処理日数の25%削減を達成し、中期目標を十分達成している。なお、オンライン申請については、引き続き拡充を図り、一層の効率化を進めることを期待する。
① 納付申請等に係る事務処理の効率化 都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努める。 また、都道府県等からの納付申請等に係る事務処理日数を平成15年度実績以下にする。	① 納付申請等に係る事務処理の効率化 ア 納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告（以下「納付申請等」という。）に係る提出書類の適正な作成方法等について、随時補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者への周知徹底を図るとともに、内部処理の電子化の促進により納付申請等の事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で25%削減する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付申請等提出書類の手引き等の見直し及び周知徹底の推進状況</li> <li>内部処理の電子化の促進による納付申請等の事務処理日数の削減状況</li> </ul>							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
	<p>イ 都道府県等が行う補償給付費納付金申請等の手続の適正化を図るため、定期的な現地指導を実施する。</p> <p>ウ 公害保健福祉事業の積極的な推進を支援するため、都道府県等の事業従事者、関係者等からの情報収集に努め、その結果が事業に反映されるよう、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等への現地指導の実施状況</li> <li>公害保健福祉事業に係る関係者等からの情報収集状況及び国や都道府県等への情報提供の実施状況</li> </ul>							
<p>② 納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減</p> <p>納付金の申請等に係る電子化の推進により、都道府県等の事務負担の軽減を図る。</p>	<p>② 納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減</p> <p>ア 都道府県等の納付申請等に係る事務負担の軽減を図るため、電子媒体による申請等の導入を促進する。</p> <p>現在実施しているフロッピーディスクによる申請については、利用者の意見等を踏まえ、より使いやすいシステムに改善するほか、オンライン申請について都道府県等の意向や実態を把握し、導入を検討する。</p> <p>イ 都道府県等の事務負担の軽減を図るため、補償給付費納付金の返還に係る提出書類等を簡略化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付申請等に係る電子媒体による申請等の導入促進状況</li> <li>フロッピーディスク申請システムの改善状況</li> <li>オンライン申請に関する実態把握及び導入検討状況</li> <li>補償給付費納付金の返還に係る提出書類等の簡略化の実施状況</li> </ul>							
<b>(3) 公害健康被害予防事業</b>	<b>(3) 公害健康被害予防事業</b>	<b>(3) 公害健康被害予防事業</b>	A	A	A	A	A	A	<p>公害健康被害予防基金の運用を安全かつ有利に行うとともに、平成20年度からは、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を受け入れ、収入の安定化を図った。また、予防基金の運用収入の減少に対応し、助成事業について、地域住民の健康確保につながる健康相談、健康診査、機能訓練事業の分野への重点化を図った。さらに、事業参加者の満足度やニーズの把握に努め、事業内容の改善を図るなど、中期目標を十分達成している。</p>
<p>① 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化</p> <p>公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図る。</p>	<p>① 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化</p> <p>公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害健康被害予防基金の運用状況</li> <li>予防基金の運用収入の減少見込みに対応した事業の重点化、効率化の推進状況</li> </ul>							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
<p>② ニーズの把握と事業の改善</p> <p>効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図る。</p>	<p>② ニーズの把握と事業の改善</p> <p>効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業参加者へのアンケート調査等の実施状況</li> <li>ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズの把握状況</li> <li>事業の改善状況</li> </ul>						<p>調査研究課題については、研究課題の重点化を推進し、研究費を20%以上削減した。また、ホームページアクセス件数は、平成15年度比で約47%増加し、研修事業の受講者アンケートの調査結果は、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得た。さらに、調査研究課題については、外部有識者による評価がなされ、調査研究の成果を事業内容に反映させるとともに、研究成果をホームページで公開したことなど、中期目標を十分達成している。</p>	
<p>③ 調査研究事業の実施及び評価</p> <p>ア ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化し、調査研究費総額を平成15年度比で20%削減する。</p> <p>また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図る。</p> <p>&lt;参考&gt;調査研究費総額：15年度予算額（320百万円）</p>	<p>③ 調査研究事業の実施及び評価</p> <p>ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題に重点化を図る。</p> <p>これにより調査研究費総額を平成15年度比で20%以上削減する。</p> <p>なお、新規に採択する調査研究課題については、下表に掲げる重点分野とスケジュールにより、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。</p> <p>また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。</p> <p>《環境保健分野》 ぜん息等の発症予防・健康回復、環境保健事業のメニューの提案、効果的な実施方法 平成18年度から実施する新規調査研究課題について、公募を17年度から実施 《大気環境の改善分野》 幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法 平成17年度から実施する新規調査研究課題について、公募を16年度から実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保健及び環境改善に係る調査研究課題の重点化の状況</li> <li>調査研究費総額の削減状況</li> <li>新規採択調査研究課題の公募制導入状況</li> <li>公募の周知状況</li> <li>課題の採択に係る外部の有識者による評価・決定状況</li> </ul>							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
イ 事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせる。	イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。  また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各調査研究課題の外部有識者による評価の実施状況</li> <li>評価結果の反映状況</li> <li>調査研究結果の事業展開へのフィードバック状況</li> <li>調査研究成果の公表状況</li> </ul>							
④ 知識の普及及び情報提供の実施  環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行う。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにする。	④ 知識の普及及び情報提供の実施  ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。  各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。  また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。  イ ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。 そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレットの作成やぜん息等講演会などの事業の実施状況</li> <li>事業参加者、利用者に対するアンケート調査の実施状況及び回答者の評価結果の状況</li> <li>5年以上を経過したパンフレットに係る内容の見直し状況</li> <li>ホームページによる情報提供の実施状況及びアクセス状況</li> </ul>							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
<p>⑤ 研修の実施</p> <p>地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するため、効果的な研修を実施する。</p> <p>また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足が得られるようにする。</p>	<p>⑤ 研修の実施</p> <p>地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。</p> <p>また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の開催状況</li> <li>・研修ニーズの把握状況及びカリキュラムへの反映状況</li> <li>・アンケート調査の実施状況及び回答者の評価結果の状況</li> </ul>							
<p>⑥ 助成事業の効果的・効率的な実施</p> <p>ア 助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図る。</p>	<p>⑥ 助成事業の効果的・効率的な実施</p> <p>ア 助成事業の重点化</p> <p>i) 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。</p> <p>また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。</p> <p>さらに、調査研究の成果を事業内容に反映させていくこととする。</p> <p>ii) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的大気汚染地域の大気汚染の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。</p> <p>なお、低公害車普及(助成)事業については、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、平成16年度に必要な見直しを行うこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保健分野に係る助成事業の重点化の状況</li> <li>・関係地方公共団体や地域住民のニーズの把握状況及び効果的な事業内容とするための取組状況</li> <li>・調査研究成果の事業内容への反映状況</li> <li>・大気環境の改善分野に係る助成事業の重点化の状況</li> <li>・低公害車普及(助成)事業に係る見直し状況</li> </ul>							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
イ 助成金の交付申請に係る電子化の推進により、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績以下とする等地方公共団体の事務負担の軽減、効率化を図る。	イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化を推進し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。  また、オンライン申請等システムと内部事務処理システムを連動させることにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で20%削減する。	・助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化の推進状況  ・助成金交付決定等に係る事務処理日数の削減状況							
<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>	B	A	A	A	A	A	当該業務に係る各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じて順調な成果を上げており、中期目標を十分達成している。
(1) 助成事業に係る事項	(1) 助成事業に係る事項	(1) 助成事業に係る事項	B	A	A	A	A	A	助成事業については、継続年数が3年を超えないよう適切な運用に努め、事業の固定化を回避するとともに、対象分野及び対象地域の重点化を推進した。また、第三者による事後評価を行い、評価結果を対象団体に伝えるとともに、ホームページでも公表し、適切に実施した。さらに、処理期間の短縮化、募集期間の早期化、ホームページの充実化等により、利用者の利便性の向上を図ったことなど、中期目標を十分達成している。
① 助成の固定化の回避 助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。	① 助成の固定化の回避 一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年間を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。	・一つの事業に対する助成継続年数の状況							
② 助成の重点化等 助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。	② 助成の重点化等 助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。	・助成対象分野及び助成対象地域の重点化の状況 ・第三者委員会による評価の状況							
③ 処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。	③ 処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。	・助成金の支給に係る支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間短縮への取組状況							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
④ 第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行う。	④ 第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。 助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。	・民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等による助成金交付に係る募集要領と審査方針の策定及び審査結果の公表状況 ・助成事業の成果に係る評価の実施 ・公表状況及び募集要領等への反映状況							
⑤ 利用者の利便向上を図る措置 募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図る。	⑤ 利用者の利便向上を図る措置 ア 募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより年度の早い時期に助成案件の内定及び交付決定通知を行う。 イ 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ&Aを充実すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。 ウ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。	・募集時期、助成案件の内定及び交付決定通知の早期化の取組状況 ・募集案内、各種申請書等のホームページ上での利用に係る措置状況 ・ホームページ上での事業に係るQ&Aの充実状況 ・助成先団体一覧、活動事例及び評価結果のホームページでの情報提供状況							
<b>(2) 振興事業に係る事項</b>	<b>(2) 振興事業に係る事項</b>	<b>(2) 振興事業に係る事項</b>	B	A	A	A	A	国の政策目標や民間団体のニーズに沿った調査研究事業の重点化を図った。また、研修事業については、研修ニーズの把握に努め、一部講座の廃止や、研修内容に反映させるなど質の向上を図り、受講者アンケートの結果、全ての研修において有効回答者の70%以上から「有意義であった」との評価を得ており、中期目標を十分達成している。なお、平成20年度の研修事業の全てにおいて、競争性のある契約を行い、透明性・公平性を確保した。	
① 調査事業の重点化 調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図る。	① 調査事業の重点化 調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。	・調査事業の課題の重点化の状況							
② 研修事業の効果的な実施 受講者へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足が得られるようにする。	② 研修事業の効果的な実施 研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。	・アンケート調査の実施状況及び回答者の評価結果の状況 ・評価の低い研修の改善状況							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
(3) 地球環境基金の運用等について	(3) 地球環境基金の運用等について	(3) 地球環境基金の運用等について	A	A	A	A	A	A	民間寄付金の受け入れを促進するため、ホームページや広報誌等の充実を図り、募金活動を強力に展開した結果、平成16年度からの累計額が、226,192千円となり、中期目標を十分達成している。また、地球環境基金の運用については、運用方針に基づき、安全かつ有利に行った。
地球環境基金の広報に努め、国民・事業者等からの理解と広範な支援を得る。また、基金の適正かつ効果的な運用を図る。	民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期目標期間中の募金等の総額が平成15年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。  また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。	・民間寄付金の受入や基金の積立に係る情報提供の状況  ・基金の積立の増加状況  ・地球環境基金の運用状況							
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	B	A	A	B	B	B	助成事業を円滑に遂行し、助成対象事業の実施状況をホームページで公表するなど、業務の透明性・公平性に努め、中期目標を概ね達成している。
助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表する。	助成金交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	・助成に係る審査基準、これに基づく事業の採択及び助成対象事業の実施状況等の公表状況							
<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>	A	A	A	B	B	B	積立金管理に関する規程類の整備を図り、積立者に積立金の払込手続き等について通知を行うなど、適切に運用管理を行った。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努める。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。	・維持管理積立金の積立者に対する運用状況等の情報提供の状況							
<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>	-	-	A	A	A	A	当該業務に係る各項目の評価を踏まえると、順調な成果を上げており、中期目標を十分達成している。
(1) 制度に関する情報提供	(1) 制度に関する情報提供	(1) 制度に関する情報提供	-	A	A	A	A	A	多種多様な広告媒体を通じ、救済制度について幅広く広報活動を実施するとともに、法律改正に伴い、更にきめ細かな広報に努めた。また、この法律改正に際し、被害者及び遺族等が速やかに手続きを行えるように、パンフレットやホームページの更新、フリーダイヤルの回線増設、説明会の開催等、情報提供の拡充に努めた。さらに、制度の運用状況について、逐次ホームページで公表するなど、中期目標を十分達成している。
① 制度周知のための広報活動を積極的にを行い、救済制度を幅広く国民に周知する。	① 救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、確実かつ広範な広報を実施する。	・救済制度に係る広報状況							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
② 申請書類等については、都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに掲載し、簡単に入手できるよう配慮する。	② 石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。	・申請書類等の整備状況							
③ 制度に関する相談、質問事項に的確に対応し、来訪者の利便性の向上を図る。 また、保健所等の担当者向けのマニュアルを整備するなど、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。	③ 制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し、制度及び申請手続きの説明を行う。 また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるようにマニュアルの整備を図ることにより、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。	・救済制度に係る相談体制、保健所等向けマニュアルの整備状況							
④ 救済制度に関する情報提供の内容を充実させ、制度の運営状況を公表する。	④ 無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し、情報内容の改善を図るとともに、制度運営状況について公表する。	・情報内容の改善や制度運営に係る公表状況							
<b>(2) 石綿健康被害者の認定</b>	<b>(2) 石綿健康被害者の認定</b>	<b>(2) 石綿健康被害者の認定</b>	-	-	A	A	A		<p>執務マニュアルの作成・見直しを行い、適正かつ迅速に処理を行い、平成18年度からの累計認定申請7,424件に対し、認定等が終了したものは6,406件となり、9割弱の処理がなされ、中期目標を十分達成している。</p>
救済給付の認定申請について迅速な処理を図る。	認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速な処理を行う。 また、実施状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。	・認定申請の処理状況							
<b>(3) 救済給付の支給</b>	<b>(3) 救済給付の支給</b>	<b>(3) 救済給付の支給</b>	-	-	A	A	A	<p>救済給付金の支給は、適正かつ迅速に行われた。また、被認定患者等に対して認定申請等のアンケート調査を実施し、この結果を事務処理に反映させるなど、中期目標を十分達成している。</p>	
① 救済給付の支給の請求について、迅速かつ適正な処理を行う。	① 救済給付の支給の請求について、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速かつ適正な審査、支給を行う。	・救済給付の審査・支給状況							
② 救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等が、救済給付の支給に係る申請手続き等について有している意見を把握し、利便性の向上を図る。	② 救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を行い、ニーズを把握するとともに、手続きの改善等を行うことにより、利便性の向上を図る。	・救済給付の支給に係る手続き等の意見の把握と対応状況							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
(4) 申請者、請求者情報の管理	(4) 申請者、請求者情報の管理	(4) 申請者、請求者情報の管理	—	B	A	A	A	A	個人情報の管理については、十分留意し適正な管理をしており、中期目標を十分達成している。
申請者、請求者等の個人情報を適切に管理し、情報の漏洩などがないよう措置を講ずる。	申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請から給付に至る情報を管理するための情報処理システムを構築する。	・申請書類等の管理状況							
(5) 救済給付費用の徴収	(5) 救済給付費用の徴収	(5) 救済給付費用の徴収	—	—	A	A	A	A	拠出金については、適正かつ円滑に徴収・収納しており、中期目標を十分達成している。
① 船舶所有者及び特別事業主から、救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度の周知を図り、平成19年4月より拠出金を徴収する。	① 船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の適正な徴収を図るため、納付義務者に対し、上記(1)の情報提供を通じて制度への理解を深め、平成19年度4月より拠出金を徴収する。	・拠出金の徴収状況							
② 納付義務者の相談、質問事項に対応するため、納付義務者に対する提供情報等の充実を図る。	② 納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページにおける説明資料の充実を図る。	・納付義務者に対する情報提供状況							
第4. 財務内容の改善に関する事項	3. 予算（人件費の見積もりを含。）、収支計画及び資金計画	3. 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	A	A	各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じ、いずれの項目においても成果を上げていることから、中期目標を十分達成している。
(1) 予算、収支計画及び資金計画の作成等	(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	(1) 予算	—	—	—	—	—	—	
自己収入の確保に努め、「第2. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行う。		・「1.業務運営の効率化に関する事項」の「(3) 経費の効率化・削減」において評価							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
		(2) 財務の状況	-	-	-	-	A	A	<p>第一期中期目標期間末となる、平成20年度末における総利益は、10,348百万円であり、運営費交付金の精算収益化、貸付金と借入金の利息収支差や業務の効率化等によるものであった。また、利益剰余金は、総利益に設立時に承継した499百万円を加えた、10,847百万円となり、その一部については、第二期中期目標期間へ繰り越し、これとの差額については、国庫納付している。</p> <p>資金運用については、内部規程を定め、資金管理委員会を定期的に開催し、各基金の運用方針や運用計画について情報の共有化を図るとともに、安全かつ効率的な運用を行っている。また、資金運用をしている債券の時価情報については、財務諸表の注記事項において開示している。</p> <p>剰余金の使途については、該当がない。</p>
(2) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	(3) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A	A	A	<p>破産更生債権等の償却処理を迅速に実行するとともに、正常債権以外の債権から200億円を上回る回収を図るとの中期目標を十分に達成し、449億円の回収を行った。なお、貸倒引当率について、細分化するとともに引き上げる必要がある。</p>
破産更正債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、各年度における債務者の財務状況に照らして返済確実性があると認められるものを除き、中期目標期間中にすべての債権の償却処理を終了する。	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。 また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収計画の策定状況</li> <li>債権回収計画に対する実績状況と計画の実績の乖離についての要因分析</li> <li>破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち返済確実性の認められない債権に係る償却処理状況</li> </ul>							
	① 返済懲逸 財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社（サービサー）への外部委託も含め厳正に返済を懲逸し、回収を強力に促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>返済懲逸による回収状況（法的処理、債権分割によるものを除く）</li> </ul>							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
	<p>② 法的処理</p> <p>破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。</p>	<p>・ 法的処理の推進状況及び回収状況</p>							
	<p>③ 債権分割</p> <p>特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。</p>		<p>・ 債権分割の進捗状況及び回収状況（法的処理によるものを除く）</p>						
<p>また、債権回収については、中期目標期間中に正常債権以外の債権から200億円を上回る回収を目標とする。</p> <p>なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を各年度においてできる限り平準的な額となるよう要求する。</p>	<p>上記①～③の方法等により、中期目標期間中に正常債権以外の債権（平成16年度期首見込約900億円）から200億円を上回る回収を見込む。</p> <p>上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、繰越欠損金のうち承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額（16年度期首見込約360億円）の解消に必要な補助金が、中期目標期間、次期中期目標期間の10年間で、できる限り平準的な額として、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。</p> <p>また、未収利息のうち回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金（16年度期首見込約34億円）については、中期目標期間中に解消を図ることとして上記補助金と合わせ、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。</p>	<p>・ 前3項目による正常債権以外の債権の回収状況</p>						<p>資金管理を適切に行い、短期借入金を限度内に抑え、財投借入金の償還を円滑に実施し、中期目標を十分達成している。</p>	
	<p>4. 短期借入金の限度額</p>	<p>(4) 短期借入金の限度額</p>	-	A	A	A	A		A
	<p>年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度26,000百万円とする。</p>	<p>・ 短期借入金の借入状況</p>							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
	5. 重要な財産の処分等に関する計画	—							
	重要な財産を譲渡、処分する計画はない。								
	6. 剰余金の使途	(5) 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	該当なし。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備</li> <li>・地球環境基金業務における助成事業</li> <li>・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善</li> <li>・石綿健康被害救済業務に係る経費</li> <li>・債権管理回収業務に係る経費</li> <li>・人材育成及び広報の充実</li> </ul>	・「財務の状況」において評価							
		(6) 保有資産の見直し	—	—	—	—	—	—	該当なし。
		・固定資産の見直し（減損処理）							
第5. その他業務運営に関する重要事項	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	4. その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	A	A	各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じ、全体として適切に成果を上げており、中期目標を十分達成している。
	(1) 施設及び設備に関する計画								
	なし								
(1) 人事に関する計画	(2) 人事に関する計画	(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	職員の意向調査や人事評価制度による評価、管理職とのヒアリング等により、適材適所の人員配置と職員の意識向上に努め、業績評価を賞与や昇給に反映させるとともに、研修を積極的に実施し、職員の能力開発に努めた。また、常勤職員数について、計画通りの削減を実施したことなど、中期目標を十分達成している。
「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮し、人員の適正配置により業務運営の効率化を図り、中期目標期間中の人事計画を定める。	<p>① 人員配置、職員の業績評価及び人材育成</p> <p>職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。</p> <p>また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適材適所に応じた人員配置の状況</li> <li>・職員の意識の向上と成果に応じた業績評価の取組状況</li> <li>・職員研修の実施状況</li> </ul>							

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
	<p>② 人事に関する指標</p> <p>業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、石綿健康被害救済業務に従事する職員を除き、期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。</p> <p>石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、石綿健康被害者の迅速な救済を図るため、組織体制を整備し業務を推進する。</p>	<p>・常勤職員数の状況</p>							
<p>なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な人員について、1割以上の人員を既存業務の合理化により措置するとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、業務（特に内部管理業務）の合理化により措置するものとする。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人件費の削減を基本とする取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p>	<p>なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な49人のうち5人について既存業務の合理化による削減をもって充てるとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、内部管理業務も含めた業務の合理化による削減をもって充てるものとする。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に占める人員の5%以上の純減については、今中期計画期間中において達成する。</p>	<p>・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）への対応状況</p>							
	<p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p> <p>(参考1)          期初の常勤職員数 131人          (内 運営費交付金職員数 104人)          石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数 44人          期末の常勤職員数の見込み 146人          (内 運営費交付金職員数 86人)</p> <p>(参考2)          中期目標期間中の人件費総額見込み 7,020百万円          ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>								

中期目標	中期計画	評価項目及び評価の方法、視点等	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			H16	H17	H18	H19	H20		
		<b>(2) 役職員の給与水準等</b> ・国家公務員と比べた給与水準の状況・分析 ・福利厚生費の見直しの状況	-	-	-	-	B	B	国家公務員と比較して、給与水準が高くなっている。職員の学歴構成と管理職割合が高いこと、及び国の要請により事務所を都内から川崎市に移転したことが要因とのことであるが、管理部門等の縮減、管理職員の削減、給与体系の見直しなどに積極的に取り組み、給与水準の適正化を図る必要がある。また、福利厚生費については、引き続き、法定外福利費の支出について見直しが必要である。
	<b>(3) 積立金の処分に関する事項</b>	-							
	なし								
<b>(2) その他業務運営に関すること</b>	<b>(4) その他中期目標を達成するために必要な事項</b>	<b>(3) その他中期目標を達成するために必要な事項</b>	A	A	A	-	A	A	旧環境事業団から承継した緑地整備関係建設譲渡事業については、平成18年度中に全ての工事を完成させ、譲渡した。また、東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、東京都に対し、公害健康被害予防基金から、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な基金として、平成20年度に60億円を助成した。これらの実績については、中期目標を十分達成している。
<p>現在実施中の事業の終了をもって廃止する緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、終了予定年度（平成17年度）内に施設整備を終了させるよう適切に進行管理を行う。</p> <p>また、機構は、平成19年8月8日付けの東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律に定める予防事業の実施に充てるために、東京都に対し、60億円を拠出するものとする。</p>	<p>緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、終了予定年度（平成17年度）内に現在実施中の事業の施設整備を終了させる。</p> <p>また、平成19年8月8日付けの東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律第68条第2号の予防事業の実施に充てるために、東京都に対し、公害健康被害予防基金から、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な資金として60億円を助成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地整備関係建設譲渡事業の進行管理状況</li> <li>東京大気汚染訴訟の和解条項に基づく、東京都に対する、公害健康被害予防基金からの状況</li> </ul>							

### 業務運営の改善に関する事項の検討

業務運営の改善に関すること（業務の継続の必要性、業務運営の効率化等業務全般について）。

- 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）の第一期中期目標期間における業務運営について、事業内容のレベルは中期目標を十分達成している。しかしながら、「効率化」への取り組みは十分とは言えず、管理部門等の縮減や管理職員の削減など組織全体の見直しを行い、効率的な組織に改めるとともに、給与体系の見直しを行うなど、給与水準の適正化を図る必要がある。また、内部統制体制の強化に向けた取り組みを強力に推進する必要がある。
- 機構の事業内容は国民にとって重要であるが、認知度は十分ではない。この点については、今後改善する必要がある。
- 「随意契約見直し計画」において複数年契約の拡大を検討することとなっているが、その必要性や理由につき、十分な説明責任を果たすべきである。

### 総合評価（事項別評価を踏まえて、業務実績の全体の評価）

各年度の総合評価結果		中期目標総合評価	中期目標の達成に向けた状況等
H16年度	A	A	<p>機構は、公害健康被害の補償及び予防業務や石綿健康被害救済業務等については、順調に成果を上げている。また、財務の状況については、10,847百万円の利益剰余金が生じているなど適切である。さらに、業務運営の効率化やその他業務の運営に関する重要事項については、今後、組織の見直しや給与水準など見直す必要のある事項もあるが、全体として成果を上げているものと評価できる。</p> <p>これらのことから総合的に判断すれば、中期目標を十分達成している。</p>
H17年度	A		
H18年度	A		
H19年度	A		
H20年度	A		

（参考）中期目標に係る業務の実績に関する評価基準

- S: 中期目標を大きく上回って達成している。
- A: 中期目標を十分達成している。
- B: 中期目標を概ね達成している。
- C: 中期目標をある程度達成しているが、改善の余地がある。
- D: 中期目標の達成が不十分であり、大幅な改善が必要である。